

【長野県の建築基準法関係手数料の改正について】

1 確認申請手数料等

建築確認手数料 (円) = 建築計画の審査に要する料金 + 適合性判定に要する料金									
	建築計画面積の合計 A (㎡)	建築計画の 審査に要する 料金(円)	適合性判定を行う 部分の床面積の合計 B (㎡)	適合性判定に要する料金					
				認定プログラム 使用有り	認定プログラム 使用無し				
建 築 物	A 30	5,000	+	B 1,000	100,000	150,000			
	30 < A 100	9,000							
	100 < A 200	14,000							
	200 < A 500	19,000							
	500 < A 1,000	34,000							
	1,000 < A 2,000	48,000					1,000 < B 2,000	130,000	200,000
	2,000 < A 10,000	140,000					2,000 < B 10,000	140,000	240,000
	10,000 < A 50,000	240,000					10,000 < B 50,000	180,000	310,000
50,000 < A	460,000	50,000 < B	310,000	580,000					
備 考	建築物の計画変更 ・床面積が増加する場合 増加部分の床面積に相当する額 ・計画変更 変更部分の床面積の1/2に相当する額 移転、大規模修繕・模様替、用途変更 当該部分の床面積の1/2に相当する額 移転、大規模修繕・模様替、用途変更の計画変更 当該部分の床面積の1/2に相当する額		備 考	建築物の新築・増築・改築する場合及び大規模修繕・模様替を行う場合 適合性判定を行う部分の床面積の合計に相当する額 計画変更を行う場合 計画変更に伴い適合性判定を行う部分の床面積の 合計の1/2に相当する額 移転及び計画変更して移転する場合 適合性判定を行う部分の床面積の合計の1/2に相当する額					